

10 安全で安心なまちづくりの推進について

くらし・交通安全課

1 現状

(1) 犯罪情勢等

平成14年に戦後最多(47,600件)を記録した県内の刑法犯認知件数は、平成16年10月「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」の施行以降、県民意識の高まりや防犯設備等の普及等により、減少傾向を示し、令和元年は平成以後最少(10,322件)を記録しています。

また、県内の自主防犯活動団体数は、平成15年の23団体から、令和元年は698団体と大幅に増加し、各地でさまざまな自主防犯活動等が展開されています。

(2) プログラム・第2弾の策定

平成29年1月に策定した「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」(以下「プログラム」という。)をふまえ、防犯・交通安全に係る取組等について、さまざまな主体が意見交換等を行う「座談会」を県内全地区(18警察署単位)で開催するなど、県民・事業者等に対するネットワークの構築支援等を図ってきました。

令和元年度末でプログラムの計画期間が終了することに伴い、これまでの成果や課題等をふまえつつ、令和2年度以降の安全で安心な三重の実現に向けた取組の方向性等をとりまとめた「プログラム・第2弾」を令和2年1月に策定しました。

(別紙参照)

2 課題

(1) 市町との連携強化

「プログラム・第2弾」の推進においては、県と市町の役割分担に応じた取組の促進が不可欠ですが、市町の取組や意識面等には熟度の差があることから、県と市町の一層の連携強化を図るとともに、「プログラム・第2弾」をふまえて、各市町が地域の実情に応じた取組を進めるための支援や提案等を行う必要があります。

(2) 県民・事業者等に対する普及・啓発

これまで、「座談会」の開催等を通じて、プログラムの浸透やアクションの喚起等が一定図られたものの、県民の皆さんの不安が依然解消されていない状況等をふまえ、今後も「プログラム・第2弾」の浸透に加え、県民の防犯意識等のさらなる向上とともに、県内の地域防犯力等の底上げを図る必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 市町との連携強化

市町担当者会議等を通じて、県と市町の一層の協力・連携体制の強化を図るとともに、各市町を訪問し、「プログラム・第2弾」に基づく地域の実情に応じた取組の促進を呼びかけます。

市町において、地域の各主体と意見交換等を実施する際の一助となる、共通ツール「市町版座談会フレームワーク（仮称）」を作成し、市町における地域防犯力の向上、ネットワーク活性化等を支援します。

(2) 県民・事業者等に対する普及・啓発

アクションの重要な担い手である県民や事業者、市町、警察等の関係者が一堂に集まる場を設け、今後の方向性ととも、「オール三重」で取り組んでいく決意を各主体と確認し、「プログラム・第2弾」の取組展開を一層促進します。

また、地域の防犯活動等をけん引する意志のある「地域リーダー」を養成するほか、養成後のリーダー同士が意見交換を行う場の提供や必要なフォローアップを実施するとともに、「出前講座」等を通じ、防犯・交通安全活動の喚起やさまざまなモデル的事例等の横展開を図ります。

「プログラム・第2弾」の推進にあたっては、外部有識者や県民代表、関係団体等からなる「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」等において進捗状況の共有とともに、今後の進め方等に対する意見を聴取するなど、必要な改善を図りながら進めていきます。

『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム』の概要

～ アイデア を集め、アクション を広げよう ～

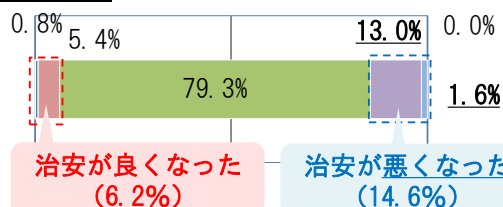
第2弾

策定の背景

○近年、県内の刑法犯認知件数・交通事故死傷者数は**減少傾向**にあります。

○しかしながら、県民の皆さんに強い不安を与える凶悪犯罪や子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪等が跡を絶たず、**県民の皆さんの不安は依然として解消されていません。**

(3年前と比べて治安が「良くなった」と思う人より、「悪くなった」と思う人の方が多い結果に・・・)



○令和元年に発生した**大津市**での園児の交通死亡事故

や**川崎市**での児童らが登校途中に命を奪われた痛ましい事件等を教訓として、同じような被害者を出さないため、**県を挙げて、県民・事業者等さまざまな主体と協創し、防犯・交通安全の取組を推進する必要があります。**

プログラムの特色

□『進化』したプログラム

…前プログラムでお会いした、県民・事業者の皆さんのアイデアにより**進化**したプログラムです。

□『伊勢志摩サミット』の“レガシー”を引き継ぎ発展

…「自分たちのまちは自分たちで守る」という気運の高まりを、サミットの重要な“レガシー”として新時代「令和」へと引き継ぎ、『オール三重』の県民運動に発展させることをめざします。

□『県民』・『事業者』を重要な“アクション”の担い手として位置づけ

…県民・事業者の皆さんによるさまざまな**アイデア**や**アクション**（活動事例）をご紹介します。
…（重点テーマごとに）県民・事業者の皆さんに「期待するアクションの例」を掲載しています。



『県民』のアクション



『事業者』のアクション

□『市町』と一緒に進めます

…対等なパートナーシップの関係にある県と市町が、それぞれの期待される役割に応じたアクションを起こし、かつ相互に補完することにより、「めざす姿」の実現をめざします。

プログラムの概要

[計画期間：令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間]

めざす姿

『県民力』でつくる **犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重**

県民・事業者等
多様な主体の**協創**

▼3つの「基本方針」

「意識」づくり

「地域」づくり

「環境」づくり

事業者

協創

県

市町

県民

▼6つの「重点テーマ」

- 1 **地域の防犯力**を高める
地域の実情に応じた効果的な見守り、ネットワーク活性化等…
- 2 **子ども**を犯罪から守る
- 3 **女性**を犯罪から守る
- 4 **高齢者**を犯罪から守る
盗難、空き巣、サイバー犯罪、テロ、薬物乱用等…
- 5 **近年懸念される犯罪等**に対する安全・安心を確保する
- 6 **交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロ**をめざす

▼基本目標

- ・刑法犯認知件数の減（↓）
- ・交通事故死者数の減（↓）
- ・防犯・交通安全活動への参加者の増（↑）

▼進捗管理

- ・有識者等からなる**推進会議**等で、意見を聴取しながら改善を図ります。
- ・**県民大会**で県民等と方向性を共有します。

▷ 県民や事業者の皆さんの**アイデア**によって、**アクション**の進化を図る「三重県オリジナルの計画」です

1 1 犯罪被害者等支援について

くらし・交通安全課

1 現状

犯罪被害者やその家族および遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が受けた被害の早期の回復または軽減、および犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、平成 31 年 3 月に「三重県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）」を制定し、同年 4 月 1 日から施行しました。同時に、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、都道府県では初となる三重県犯罪被害者等見舞金を創設し、令和元年度は遺族見舞金 1 件、重傷病見舞金 6 件、精神療養見舞金 2 件を給付したところです。

さらに、令和元年 12 月には、条例に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

また、平成 27 年に性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援窓口として設立した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ（以下「よりこ」という。）」において、性犯罪・性暴力被害者の相談・支援を行っており、被害後速やかに支援を実施することで被害者の負担を軽減し、早期の心身の健康の回復を図ることをめざしています。

2 課題

(1) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等の状況はさまざまであるため、それに応じた必要な支援が適切に提供される必要があります。求められる支援は多岐にわたることから、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化することが必要です。

特に犯罪被害者等が各種行政手続きのために多く訪れ、各種保健・福祉サービスの実施主体となる各市町におけるワンストップ支援体制の整備が重要ですが、実際に支援を実施したことがある市町は多くはなく、市町における支援体制の整備が課題となっています。

また、二次被害を防止し、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、県民の皆さん等に対して、犯罪被害者等への理解を促進する必要があります。

(2) 性犯罪・性暴力被害者への支援

「よりこ」への相談件数は増加傾向が続いていますが、性暴力被害はその被害の性質上潜在化しやすく、相談・支援につながっていない被害者が多数いると推測されます。このため、引き続き窓口の効果的な普及啓発を行い、社会的認知度をさらに高めて行くとともに、被害者が被害を訴え、相談しやすい環境をつくっていく必要があります。

さらに、性犯罪・性暴力を防止するため、性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であるという認識を広める必要があります。

3 今後の取組方向

犯罪被害者等の支援に関する施策は多岐にわたることから、外部有識者や犯罪被害者等支援に携わる機関を構成員とする「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」の意見を聴きながら、県関係部局や警察本部、市町、民間支援団体、司法・医療関係団体等が連携・協力し、総合的な推進体制により取組を進めます。

(1) 犯罪被害者等への支援

市町や関係機関等の支援従事者を対象とした研修会の開催や市町職員のマニュアルとなるハンドブックを作成し、市町職員の対応力向上を図るとともに、市町における「犯罪被害者等支援施策集」（犯罪被害者等が抱える問題の解決に有効な事業を取りまとめた冊子）の作成を支援し、市町内関係部局間の連携体制の構築を促進します。

また、市町職員と管轄警察署担当者等の参加による意見交換会をブロック単位で開催することにより、市町と管轄警察署等との相互連携の促進を図ります。

多くの県民の皆さんに対して、犯罪被害者等への理解を促進するため、「犯罪被害を考える週間（11月25日～12月1日）」を中心にイベントや街頭啓発等を実施します。

(2) 性犯罪・性暴力被害者への支援

誰にも相談できずにいる被害者に道を開き、相談・支援につなげていくため、窓口の効果的な普及啓発を行い、社会的認知度の向上に取り組みます。また、被害の防止、かつ、被害の潜在化防止のため、関係機関等と連携し、性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、許されないという認識を広める啓発活動もあわせて実施します。

1 2 消費生活の安全の確保について

くらし・交通安全課

1 現状

(1) 社会の状況

消費者を取り巻く社会環境は絶え間なく変化しており、ICT等の技術の革新・高度化に伴い、商品・サービス、商取引の多様化・複雑化が一層進むと同時に、さまざまな消費者トラブルの発生が懸念されています。

(2) 県の取組状況

県消費生活センターを県内消費者行政の中核センターと位置づけ、消費生活相談を実施するとともに、消費者教育・消費者啓発や事業者指導に取り組んできたほか、国の交付金等を活用することにより、市町における消費生活相談体制の整備を支援してきました。現在、全市町に消費生活相談窓口が設けられており、そのうち、11市3町で消費生活相談員が配置されています。

県消費生活センターにおける相談件数は減少傾向にありますが、相談件数に占める高齢者(60歳以上)の割合は、令和元年度は39.6%であり、年々増加傾向となっています。

2 課題

(1) 消費生活相談体制の整備・充実

県消費生活センターが、複雑化・高度化する相談への対応や消費者事故情報の集約等において、中核センターとしての役割を継続して発揮していくことが必要です。

また、市町における消費生活相談については、相談員の配置などの相談体制の充実と研修会への参加等による相談対応能力の向上を、引き続き働きかけていくことが必要です。

(2) 消費者教育・消費者啓発の充実

商品・サービス、商取引の多様化・複雑化に伴う新たな消費者トラブルや悪質商法による被害を未然に防止するための啓発を引き続き行うとともに、消費者トラブルが潜在化している可能性もあることから、消費者ホットライン「188(いやや!)」をはじめとした相談窓口に関する一層の周知が必要です。

特に、令和4年4月からの民法の成年年齢引下げを見据え、教育機関等と連携して若年者に対する取組を強化するとともに、高齢者の消費者トラブル防止に向け、県内各地域における啓発活動の推進や消費者に身近な市町における見守り体制の充実に向けた取組を促進することが必要です。

また、公正で持続可能な社会の形成に寄与するため、人や社会・環境に配慮した消費活動である倫理的消費(エシカル消費)の普及啓発が必要です。

(3) 事業者指導の取組

悪質な事業者による商取引の被害が依然として発生しており、国や他県および警察等関係機関との連携を一層強化し、事業者の監視・指導に取り組むとともに、商品・サービスに係る表示の問題も発生していることから、引き続き、関係部局等と連携し、事業者指導や啓発を行っていく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 消費生活相談体制の整備・充実

県消費生活センターの相談員に研修の機会を提供するとともに、市町相談員等を含めた勉強会を開催し、県内相談員全体の資質向上を図ります。

また、広域連携も含めた市町における消費生活センターの設置促進を図るほか、国交付金等を活用した相談体制の整備・充実に取り組むよう、市町に働きかけます。

(2) 消費者啓発・消費者教育の推進

消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、市町等多様な主体と連携しながら、出前講座や講演会等さまざまな手法で啓発を行うとともに、人や社会・環境に配慮した消費活動である倫理的消費（エシカル消費）の普及啓発に取り組みます。

また、若年者の消費者教育については、成年年齢の引下げを見据え、学校等の教育機関との連携を強化するとともに、若年者の参画を得ながら消費者教育・消費者啓発に取り組みます。

さらに、高齢者等の消費者トラブルの防止に向けて、地域における啓発の担い手として活動する「消費者啓発地域リーダー」を引き続き養成するとともに、地域の見守り力の向上のため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進します。

(3) 事業者指導の取組

特定商取引法、景品表示法等に基づき、的確に事業者指導を行うとともに、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

なお、事業者指導においては、国や東海4県（愛知県・岐阜県・静岡県・三重県）で構成する「東海地域悪質事業者対策会議」、「東海4県広告表示等適正化推進会議」等を通じて、連携して効果的な指導に努めるとともに、法改正の動向等も注視しながら取り組みます。

(4) 消費者行政の計画的な推進

令和2年3月に改定した「三重県消費者施策基本指針」に基づき、市町等多様な主体と連携しながら、県内における消費者行政を計画的に推進します。

(参考)

1 市町の相談窓口状況（令和2年4月1日現在）

- ・消費生活相談窓口の設置 全市町
- ・消費生活センター設置 6市（津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、亀山市[鈴鹿市と亀山市は広域連合で1センターを設置]）
- ・消費生活相談員配置 11市3町（上記センター設置6市、桑名市、名張市、鳥羽市、いなべ市、伊賀市、東員町、明和町、玉城町）

※上記市町以外は職員で対応

(参考)

市町相談件数：26年度 7,331件、27年度 7,443件、28年度 7,088件
29年度 8,458件、30年度 7,819件、元年度 7,631件

2 三重県消費生活センターにおける相談件数

(件)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度 (暫定値)
受付件数	2,753	2,487	3,056	2,586	2,294
対前年増減	▲1,303	▲266	569	▲470	▲292
増減率	▲32.1%	▲9.7%	22.9%	▲15.4%	▲11.3%
うち問い合わせ等 を除く件数	2,577	2,342	2,917	2,487	2,180
60歳以上の相談	795	752	1,091	1,004	863
全体に占める割合	30.8%	32.1%	37.4%	40.4%	39.6%

注：60歳以上の相談件数および割合は、問い合わせ等を除いた件数に係る数値

[令和元年度 相談件数上位3位]

前年比

- | | |
|--|------------|
| 1位 商品一般（はがきによる架空請求、商品を特定できない相談） | 255件 ▲146件 |
| 2位 デジタルコンテンツ（アダルト情報サイト、出会い系サイト
などの登録料金、使用料金等の不当・架空請求） | 185件 ▲69件 |
| 3位 健康食品（通信販売による定期購入など不要な健康食品の解約） | 160件 +54件 |

3 事業者指導の実績

(1) 特定商取引法に基づく行政指導

年度	件数	内訳
H27	3	印鑑販売（愛知県・岐阜県と合同）、住宅リフォーム、浄水器販売（岐阜県と合同）
H28	2	ミシン販売、学習教材販売・家庭教師派遣（静岡県と合同）
H29	2	寝具販売、水漏れ修理（岐阜県と合同）
H30	2	電気小売（愛知県・岐阜県と合同）、エステ（静岡県と合同）
R元	7	太陽熱温水器等（愛知県、岐阜県と合同）、情報商材等（愛知県、岐阜県、名古屋市と合同）、太陽光発電等、電力小売り、エコキュート（2件）、化粧品・健康機能食品

(2) 三重県消費生活条例に基づく行政指導

年度	件数	内訳
H27	1	住宅リフォーム
H28	1	放送・コンテンツ
H29	0	該当なし
H30	2	電気小売、エステ
R元	3	太陽熱温水器等（愛知県、岐阜県と合同）、情報商材等（愛知県、岐阜県、名古屋市と合同）、エコキュート

(3) 景品表示法に基づく行政指導

年度	件数	内訳
H27	4	弁当宅配、食品流通センター、ホテル、菓子店
H28	5	食品流通センター2件、リサイクルショップ、宝飾店2件
H29	11	食品販売3件、一般小売3件、飲食店3件、葬祭業、社会福祉施設
H30	4	食品販売2件、学習塾、専門サービス業
R元	5	建設業、寝具店（2件）、酒類販売店、農業協同組合

1.3 地球温暖化対策の推進について

1 現状

温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして、平成 27(2015)年に採択され、翌年発効した「パリ協定」の取組が本年からスタートしました。

国内においては、令和 12(2030)年度に温室効果ガスの排出量を平成 25(2013)年度比で 26%削減することとしています。

県では、「三重県地球温暖化対策実行計画（平成 24(2012)年 3 月）」を策定し、令和 2(2020)年度における県域の温室効果ガス排出量を、基準年度である平成 17(2005)年度比で 20%削減することとしており、「三重県地球温暖化対策推進条例（平成 26(2014)年 4 月施行）」に基づき、温室効果ガスの排出を削減する「緩和」の取組を総合的に推進しています。

また、平成 30 年 12 月に気候変動適応法が施行されたことを受け、平成 31 年 4 月に設置された「三重県気候変動適応センター」を拠点に、気候変動影響に対する「適応」の理解を深めるための普及啓発等に取り組んでいます。

こうした中、県では、令和元年 12 月に 2050 年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ」を行うとともに、令和 2 年 3 月に「三重県環境基本計画」を改定し、脱炭素社会の実現に向けて取り組むこととしました。

三重県域からの温室効果ガス排出量（森林吸収量を含む）は、直近の確定値である平成 29(2017)年度で、基準年度比 10.4%減となっています（図 1）。三重県における二酸化炭素排出量の部門別構成比では、産業部門が約 6 割を占めています（図 2）。

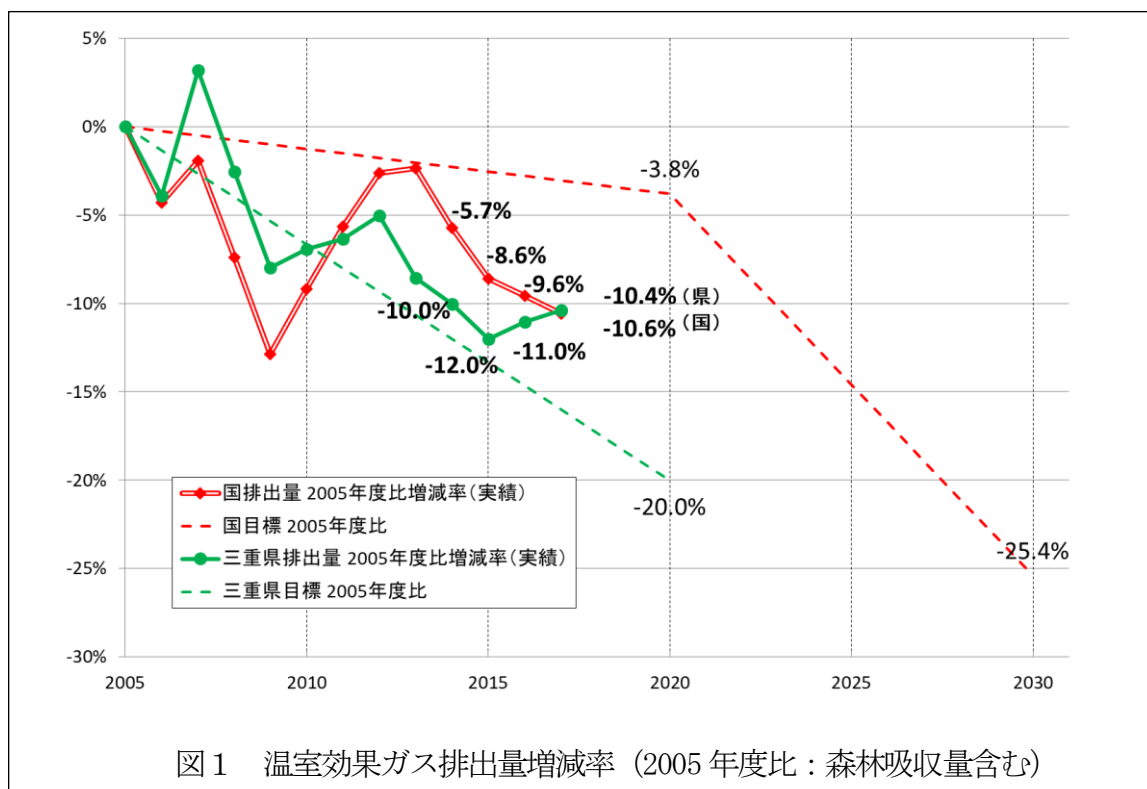
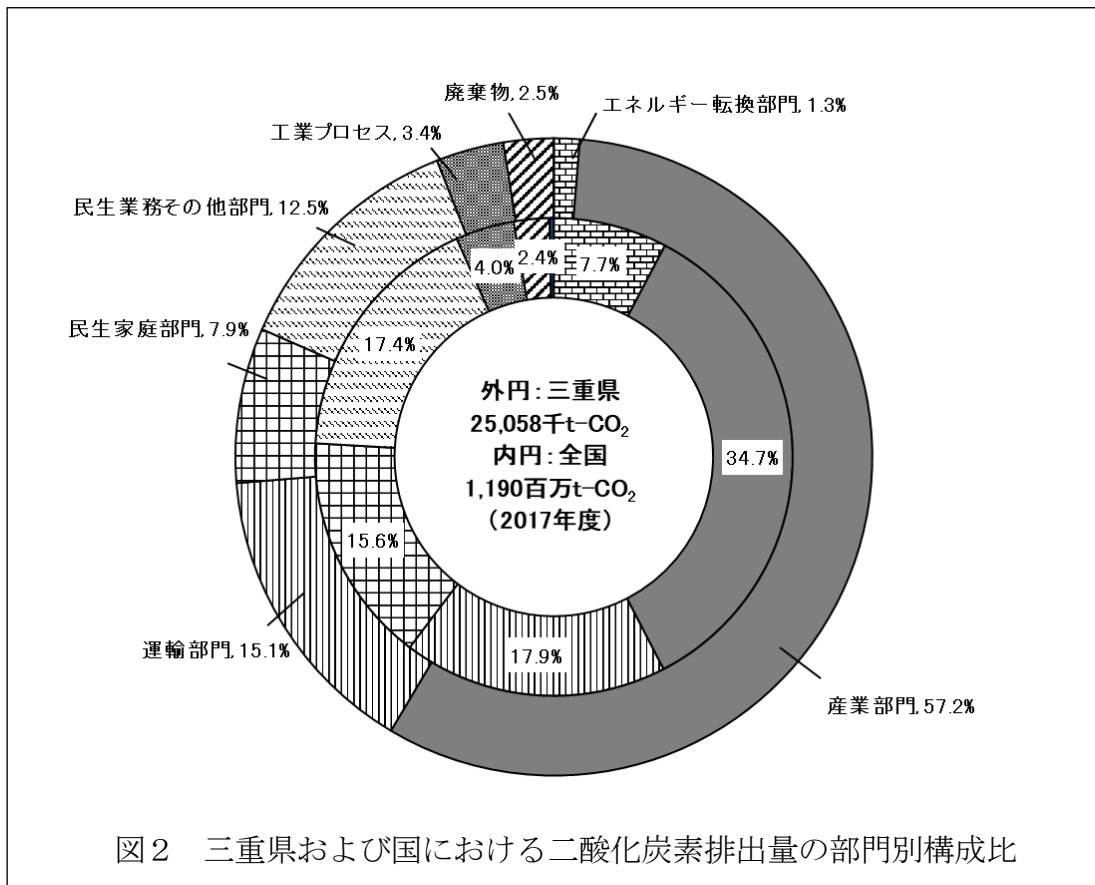


図 1 温室効果ガス排出量増減率（2005 年度比：森林吸収量含む）



2 課題

(1) 脱炭素社会の実現

脱炭素社会の実現に向けては、県、市町、事業者等のさまざまな主体が連携して温室効果ガスの排出削減や、再生可能エネルギーの利用促進等に取り組んでいく必要があります。

(2) 気候変動影響への適応

気候変動による影響は避けられない状況であり、被害を最小化あるいは回避し、安全・安心で持続可能な社会を構築するために、適応の取組を推進していく必要があります。

(3) 「三重県環境学習情報センター」の運営

「三重県環境学習情報センター」の指定管理期間が令和2年度末で終了することから、次期指定管理者を選定するとともに、施設運営の効率化を進める必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 脱炭素社会の実現

① 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の策定

現行の実行計画の改定にあわせ、気候変動適応策を盛り込んだ「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）」を策定します。2050年までに脱炭素社会を実現することを目指し、温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と気候変動影響を軽減する「適応」を、地球温暖化対策の両輪として施策を推進するとともに、環境、経済、社会の統合的向上（SDGsの観点）、多様な主体との協創を重視する等の視点から検討を進めます。

【今後のスケジュール（案）】

令和2年	6月	環境生活農林水産常任委員会（骨子案の説明）
	9月	環境審議会②（中間案報告）
	10月	環境生活農林水産常任委員会（中間案説明） パブリックコメントの実施、市町への意見照会
	12月	環境生活農林水産常任委員会（進捗報告）
令和3年	1月	環境審議会③（最終案、答申）
	3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案説明） 計画決定・公表

② 脱炭素社会の実現に向けた体制づくり

オール三重で脱炭素社会の実現に取り組むためのプラットフォーム（推進チーム）を構築し、「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）」を推進する体制づくりを進めます。



③ 温室効果ガスの排出削減や再生可能エネルギーの利用促進

「三重県地球温暖化防止活動推進センター」や「三重県環境学習情報センター」等と連携し、家庭における省エネの取組、電気自動車等や省エネ家電の普及、エコ通勤など、低炭素なライフスタイルへの転換や再生可能エネルギーの利用を促進します。

大規模事業所に対しては、地球温暖化対策計画書に基づく自主的な削減取組を促進するとともに、中小事業者においても、脱炭素化を見据えた環境経営の促進を図ります。

（2）気候変動影響への適応

「三重県気候変動適応センター」を拠点とし、地球温暖化による本県の気候変化やその影響について情報収集および分析を行うとともに、県民の皆さんの気候変動に対する理解を深めるため、情報提供等を行います。

（3）「三重県環境学習情報センター」の運営

① 指定管理者の更新

「三重県環境学習情報センター」の管理運営については、民間が持つノウハウや豊富な知識などを効率的・効果的に活用することで、県民サービスの向上および経費の削減を図るため、平成20年4月1日より、指定管理者制度を活用しています。

現在、アクティオ株式会社を指定管理者に指定していますが、指定期間が令和2年度末で終了することから、令和2年度に次期指定管理者の公募と選定の作業を進めていきます。

② 開館時間等の変更

センター機能の充実・強化と施設運営の効率化を図るため、来館者の利用状況を踏まえて下記のとおり開館時間等を変更することとし、6月定例会議へ条例改正議案を提出します。

・開館時間の変更

(改正前) 午前9時～午後5時30分

(改正後) 午前9時～午後4時

・休館日の設定

(改正前) 12月29日～翌年1月3日

(改正後) 土曜日及び月曜日（これらの日が祝日にあたる場合は開館）

12月29日～翌年1月3日

・施行日

令和3年4月1日

【今後のスケジュール（案）】

令和2年6月	6月定例会議に開館時間等変更に係る条例改正議案を提出
令和2年7～8月	指定管理者の公募開始、申請受付
令和2年10月	9月定例会議へ選定過程の状況を報告
令和2年10～11月	選定委員会による審査、指定管理者候補者の選定
令和2年11月	11月定例会議に指定管理者指定議案を提出
令和3年1～3月	開館時間変更等の周知 指定管理者の指定、協定の締結、引継ぎ
令和3年4月	開館時間等を変更 指定管理者による施設管理を開始

【参考】三重県環境学習情報センターについて

(1) 目的・概要

「三重県環境学習情報センター」は、県民、事業者等が、環境に関する知識や情報、環境問題を解決するための活動方法を迅速かつ的確に入手でき、環境に対する正しい理解と認識を深められるよう、県民の皆さんに開かれた環境学習、環境情報発信の拠点として、平成11年8月、四日市市桜町の鈴鹿山麓研究学園都市内に開館しました。

展示設備等を利用した学習機能、環境保全の普及啓発機能、参加体験型の講座等による研修機能、環境図書およびインターネット等を利用した環境情報の収集・提供機能、NPO等の団体との連携による活動の促進機能を備えています。

(2) 利用実績

令和元年度の利用者数 37,058人（前年度34,101人 8.7%増）

(内訳抜粋)

- ・環境講座：センター主催講座123講座（2,625人）、出前講座180講座（9,983人）
- ・社会見学等の受入：小中学校等49校（2,260人）、一般23団体（261人）
- ・イベント：春・秋のキッズエコフェア、夏のエコフェア（8,330人）

1.4 大気・水環境の保全について

大気・水環境課

1 大気環境について

(1) 現状

大気環境の状況を把握するため、四日市市と連携し県内 33 か所に測定局を設け、24 時間連続測定を行っています。

令和元年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質およびPM2.5（微小粒子状物質）について、全ての測定局で環境基準を達成する見込みでおおむね良好な状況です。しかし、光化学オキシダントはいずれの測定局においても環境基準が達成されていません。

県北部では、大気汚染防止法の総量規制地域等（四日市市、朝日町、川越町）と自動車NO_x・PM法対策地域（四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町）が指定されています。その対策地域内の全ての測定局において、二酸化窒素等は8年連続で環境基準を達成する見込みです。

(2) 課題

PM2.5や光化学オキシダントの予報等発令について、令和元年度は光化学スモッグの予報を5回、注意報を4回行いました。光化学オキシダントは、全国的にも環境基準の達成が困難な状況です。

二酸化窒素は、全ての測定局で環境基準を達成していますが、総量規制地域内の数値は他地域に比べて依然として高い状況であることから、今後も総排出量の増加について注視していく必要があります。

自動車NO_x・PM法対策については、令和2年度までに対策地域において環境基準を確保することを目標とした基本方針^{*}が国から示されています。これまでのところ、測定局での環境基準は達成している状況ですが、地域全体でも確保するため、今年度も二酸化窒素等の総量削減状況を確認する必要があります。

※基本方針：自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成23年3月閣議決定）

(3) 今後の取組方向

引き続き、大気の常時監視を実施するとともに、PM2.5や光化学オキシダントの濃度が上昇した際は、予報等発令するなど迅速な情報提供に努めます。

また、工場・事業場へは法令遵守の徹底と光化学オキシダントの主原因物質の削減指導を行います。

自動車NO_x・PM法対策については、国の基本方針の達成に向けて、対策地域内のモニタリングを行い、環境基準が確保できない場合、その対応を検討します。

2 水環境について

(1) 現状

① 公共用水域の状況

平成 29 年 6 月に県が策定した「第 8 次水質総量削減計画」等に基づき、排水対策に取り組んでいるところです。県内の河川（47 河川 62 水域）および海域（4 海域 8 水域）における水質の常時監視の結果、令和元年度の河川（BOD）、海域（COD）における環境基準達成率（速報値）は、それぞれ 98%（60 水域/62 水域）、100%（8 水域/8 水域）でした。

② 生活排水処理の状況

「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備を進めた結果、平成 30 年度末の生活排水処理施設の整備率は 85.3%となりました。本県では、浄化槽による整備率が 24.8%（平成 30 年度末）と、全国平均の 9.3%と比べて大幅に高く、浄化槽が生活排水対策において大きな役割を担っています。

③ 海岸漂着物問題に対する取組

平成 24 年 3 月に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物対策を進めているところです。伊勢湾内に漂着するごみは、三重県に限らず伊勢湾流域圏全体から発生しています。このことから、東海三県一市知事市長会議において、伊勢湾流域圏全体でこの問題に取り組むことが合意され、海岸漂着物対策検討会を設置（平成 24 年 4 月）しました。同検討会において、関係機関が協力し、海岸漂着物問題の周知啓発、環境団体等との連携および流域圏での発生抑制対策を推進しています。

また、海岸漂着物対策に係る国の補助金を活用し、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策を行うとともに、市町等が実施する事業に対し補助をしています。

(2) 課題

① 伊勢湾等公共用水域の水質保全

河川における環境基準達成率（BOD）は、平成 17 年度以降、90%以上で推移しており改善傾向にあります。また、海域における環境基準達成率（COD）も、令和元年度に初めて 100%となりましたが、変動が大きく、特に閉鎖性海域である伊勢湾（愛知県側を含む）では、依然として貧酸素水塊が広範囲で発生していることから、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた藻場・干潟・浅場再生による生物生息環境改善を含めた水環境改善の取組を進めていく必要があります。

② 生活排水処理施設の整備促進

生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率は全国平均の91.4%（平成30年度末）と比べると依然として低い状況（85.3%）にあり、生活排水処理未普及人口の解消が課題となっています。特に、生活排水への影響が大きい単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいません。

③ 海岸漂着物の発生抑制等

海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策を行っているところですが、海岸漂着物対策をより促進していくためには、行政だけでなくNPOや民間団体等多様な主体が連携して、内陸域を含めた広域的な発生抑制対策を推進することが重要です。

（3）今後の取組方向

① 伊勢湾等公共用水域の水質保全

「第8次水質総量削減計画」において、新たにきれいで豊かな海という観点が入れられています。科学的な見地からの各種調査・研究を進めるとともに、陸域からの汚濁負荷の削減のほか、藻場・干潟の保全・再生など、関係部と連携した総合的な水環境改善対策を進めていきます。

② 生活排水処理施設の整備等

「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、関係部や市町と連携して、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、県内に多く残されている単独処理浄化槽や汲み取り便槽については、県費による上乗せ補助を行い、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

③ 海岸漂着物対策の推進

「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国の補助制度を活用して県内の海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を実施するほか、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」をはじめとする、伊勢湾流域圏のさまざまな主体との協働・連携事業を推進していきます。

また、三重県、愛知県、岐阜県は、環境省が行う複数県での海岸漂着物発生抑制対策のモデル地域（平成30年度から令和2年度の3年事業）に唯一選定されていることから、東海三県一市で構成する検討会の枠組みを最大限活用しながら、実態把握手法の検討や効果的な発生抑制対策についての取組を進めていきます。

3 水道事業における基盤強化の取組状況について

(1) 現状

令和元年10月、改正水道法が施行され、県に水道基盤の強化に関する施策の策定および水道事業者等の広域的な連携の推進役が求められることとなりました。県では、令和元年度、県内における水道事業の基盤強化の推進を図るため、全ての市町水道事業者および企業庁を構成員とする「三重県水道事業基盤強化協議会」(以下、協議会という。)を、また、水道事業の課題を整理し持続可能となる方向性を検討するため、「水道事業の持続可能な仕組みに関する研究会」(以下、研究会という。)を開催しました。

(2) 課題

協議会では、各水道事業者が意見交換を行い、人口減少や高齢化が進む市町から必要な財源や人材の確保に苦慮している実態が明らかになっています。

また、研究会では、一部の水道事業で、水道料金で資産維持を含めた事業運営に必要な経費を賄えない状況が見られ、今後人口減少が進む中、経営状況に支障が生じる可能性があることが報告されました。

(3) 今後の取組方向

水道の基盤強化に効果のある広域的な取組が進むよう市町に適切な助言を行い、市町とともに協議会を運営します。

また、水道事業が持続していくための広域的な財政措置のあり方について、引き続き国へ要望・提言を行います。

これら協議会等を通じて得られた具体的な成果は、今後策定予定の水道基盤強化計画等に反映させていきます。

表 1 県内の大気環境基準達成率

年度	H27		H28		H29		H30		R 1	
	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数
二酸化硫黄 (SO ₂)	25	25	25	25	17	17 ^{※1}	16	16 ^{※1}	17	17
達成率(%)	100		100		100		100		100	
二酸化窒素 (NO ₂)	33	33	32	32 ^{※1}	28	28 ^{※1}	27	27 ^{※1}	28	28
達成率(%)	100		100		100		100		100	
光化学オキシダント	0	24	0	24	0	24	0	24	0	24
達成率(%)	0		0		0		0		0	
浮遊粒子状物質 (SPM)	33	33	32	32 ^{※1}	32	32 ^{※1}	32	32 ^{※1}	33	33
達成率(%)	100		100		100		100		100	
一酸化炭素	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3
達成率(%)	100		100		100		100		100	
微小粒子状物質 (PM2.5)	19	22	22	22	25	25 ^{※1}	25	25 ^{※1}	26	26
達成率(%)	86		100		100		100		100	

※1 測定局 33 局のうち 1 局休止中

※R1 年度測定結果は未確定のため見込みです。

参考：平成 29 年度の全国状況

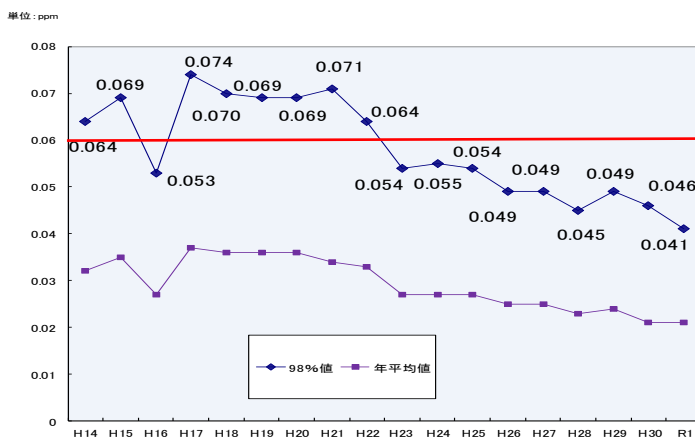
光化学オキシダントの測定局 1,179 局のうち環境基準達成局は 0 局 (0%)、微小粒子状物質の測定局 1,038 局のうち環境基準達成局は 925 局 (89.1%)

表 2 自動車 NO_x・PM 法対策地域内の大気環境基準達成率

測定局数	H23		H24・H25・H26		H27・H28・H29・H30・R1	
	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※2}	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※2}	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※3}
大気常時監視測定局数	9	15	15	15	16	16
達成率(%)	60		100		100	
非達成局	浮遊粒子状物質 桑名、楠、鈴鹿等6局					

※R1 年度測定結果は未確定のため見込みです。

図 1 四日市市納屋局の NO₂ 値の推移



※R1 年度測定結果は未確定のため見込みです。

図 2 自動車 NO_x・PM 法対策地域



図3 環境基準達成状況の経年変化
(河川BOD、海域COD)

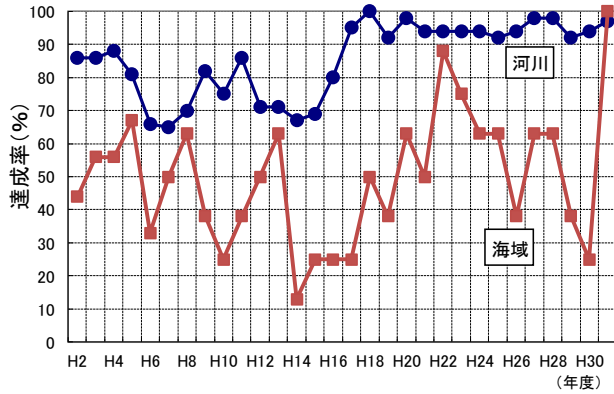


図4 COD環境基準達成率の推移
(伊勢湾、東京湾、大阪湾、瀬戸内海)

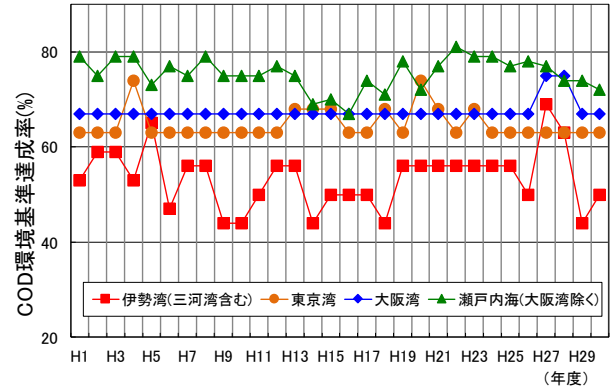
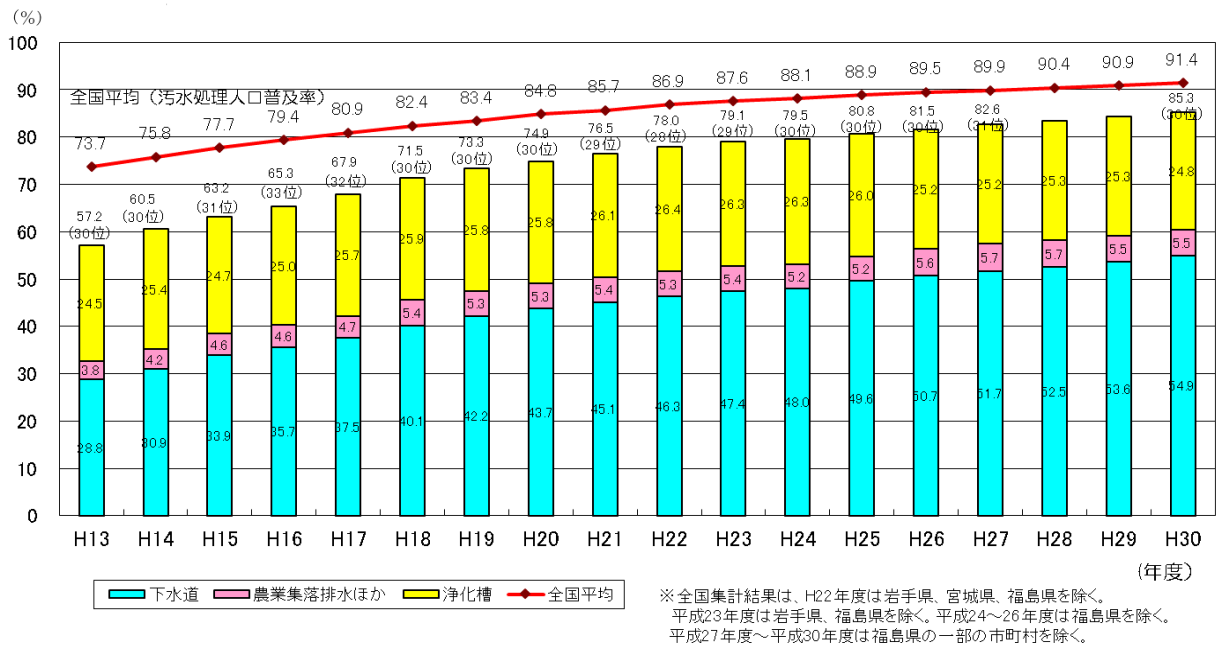


図5 三重県の生活排水処理施設の整備率の推移



15 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の運用等について

大気・水環境課
廃棄物監視・指導課

1 現状

三重県では、港湾を經由して紀北町、尾鷲市地域に都市圏から搬入された大量の土砂等が無秩序に積上げられている事案が見受けられるなど、埋立地の周辺において、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について、地域住民に不安が広がっていたことから、関係者の責務を明らかにし、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、土砂等の崩落、飛散または流出による災害の未然防止および生活環境の保全を資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下「土砂条例」という。）を令和元年12月23日に公布し、令和2年4月1日に施行しました。

土砂条例施行前の本年2月には、土砂条例について広く周知を図ることを目的に、津市および尾鷲市で事業者等を対象に説明会・フォーラムを開催しました。

また、土砂条例の実施体制については、円滑に業務を推進するため、環境生活部に新たに土砂対策監を設置し、大気・水環境課と廃棄物監視・指導課によるノウハウと機動力を生かした土砂対策チームを形成し、環境生活部、農林水産部および県土整備部の3部連携のもと、本庁と地域機関が一体となって対応を進めているところです。

2 課題

土砂条例は土砂等の埋立て等が行われる事業に広く適用されるため、今年度においても引き続き土砂等を取り扱う事業者に対して広く周知を行う必要があります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、予定していた説明会が開催できていないことから、方法等を検討し、着実に周知する必要があります。

また、既に土砂等の埋立て等を行っている事業については、経過措置期間内（令和2年12月22日まで、または他法令の許可を受けている場合は許可満了日まで）に土砂条例の許可申請が必要となることから、事業者に対し周知するとともに、土砂条例に定める基準に適合するよう指導する必要があります。

3 今後の取組方向

説明会の開催等により事業者等へ周知を図るとともに、既に埋立て等を行っている事業者に対して、立入検査等を実施し必要な指導を行います。

16 廃棄物総合対策の推進について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

(1) 一般廃棄物

県内の一般廃棄物の「1人1日あたりのごみ排出量」や「最終処分量」は、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により着実に削減されてきましたが、近年は横ばいの状況にあります。一方、「資源化率」は、全国より高い水準を維持していますが、令和元年度は、RDF焼却・発電事業の終了に伴うRDF製造量の減少により低下しています。

(2) 産業廃棄物

県内の産業廃棄物の「排出量」や「最終処分量」は、事業活動の影響を受けることもあり、明確な変動傾向はみられません。一方、「再生利用率」は、近年ではほぼ横ばいの状況が続いています。

<廃棄物の排出量等>

年 度		実績値					目標値
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
一般廃棄物	1人1日あたりのごみ排出量 (g)	959	950	943	947	※945	936
	資源化率 (%)	28.5	27.4	27.3	26.7	※23.5	33.3
	最終処分量 (千t)	36	21	22	25	※21	30
産業廃棄物	排出量 (千t)	8,626	8,225	8,282	※8,365	※8,388	7,920
	再生利用率 (%)	42.8	43.7	45.1	※44.5	※44.6	43.6
	最終処分量 (千t)	273	265	278	※310	※304	234

(注)「目標値」欄は、「三重県廃棄物処理計画」の目標値

※は、速報値

2 課題

さまざまな主体による3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組が進められ、最終処分量の削減や再生利用の取組が進みました。持続可能な循環型社会の構築に向け、今後は、プラスチックごみ対策や食品ロスの削減等の新たな課題に対し、SDGsの考え方を取り入れ、事業者等との連携を強化する等、さらなる取組を進めていく必要があります。

産業廃棄物の不法投棄事案の件数については増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高い状況にあります。このため、今後も厳正な監視・指導とともに、建設系廃棄物等の適正処理に向けて排出事業者の処理責任を一層徹底していく必要があります。

3 取組方向

三重県廃棄物処理計画（計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度）において、廃棄物対策の 3 つの取組方向（(1) ごみゼロ社会の実現、(2) 産業廃棄物の 3 R の推進、(3) 廃棄物処理の安全・安心の確保）を定めており、計画の進捗状況については、三重県廃棄物施策推進会議（構成：学識者、事業者、市町、廃棄物関係団体等）において点検評価を行い、的確に計画内容を推進しています。

また、現行計画の計画期間が満了することから、SDG s の考え方を取り入れ、さらなる廃棄物の 3 R と適正処理を促進していくため、新たな廃棄物処理計画を策定します。

(1) ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されるよう取り組んでいます。

引き続き、市町等と連携し一般廃棄物の 3 R 等を促進するとともに、三重とこわか大会（第 21 回全国障害者スポーツ大会）に向けた小型家電リサイクルの取組を行います。

また、プラスチックごみ対策や食品ロスの削減等の新たな課題に対しては、これまでの取組に加え、事業者等との連携を強化し、総合的かつ効果的な取組を実施します。

(2) 産業廃棄物の 3 R の推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、資源やエネルギー源として、一層有効活用されるよう取り組んでいます。

引き続き、各種リサイクル法等の的確な運用や事業者の 3 R の取組について支援を行うとともに、地域において廃棄物を資源として最大限活用する地域循環圏の形成に向けて、排出事業者と活用する事業者のマッチングを行うなど、廃プラスチックのマテリアルリサイクルの促進などに取り組みます。

(3) 廃棄物処理の安全・安心の確保

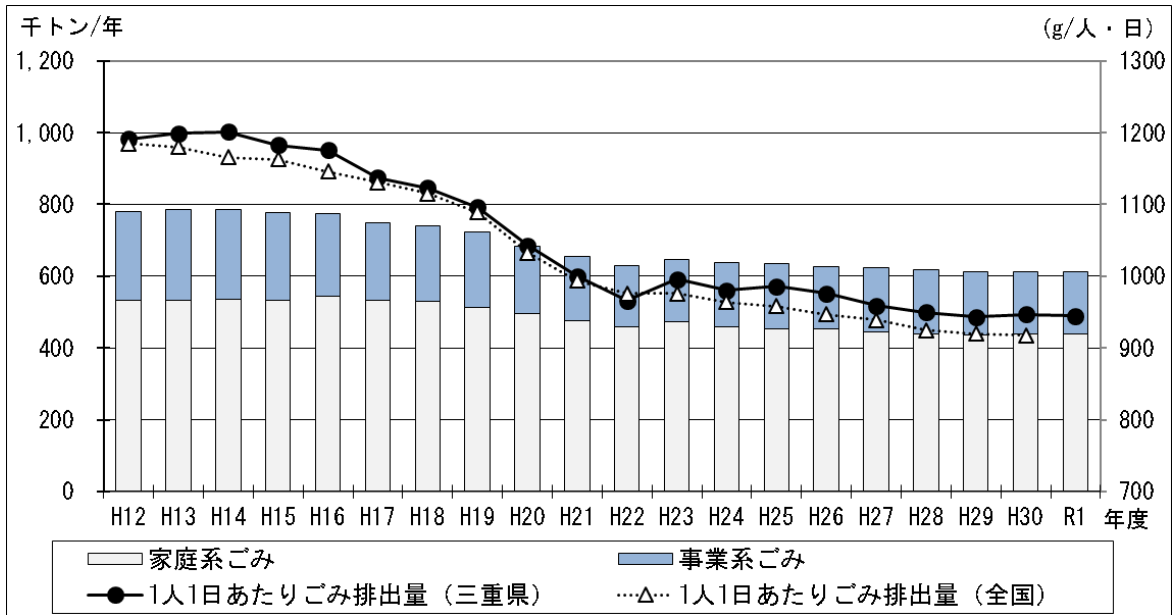
廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心な暮らしが確保されるよう取り組んでいます。

引き続き、産業廃棄物の不適正処理行為に係る厳正な監視・指導を行うとともに、本年 3 月に改正（10 月 1 日施行）した「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」を的確に運用し、建設系廃棄物の適正処理等を図っていきます。また、有害なポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正保管や期限内の適正処理について指導を行います。

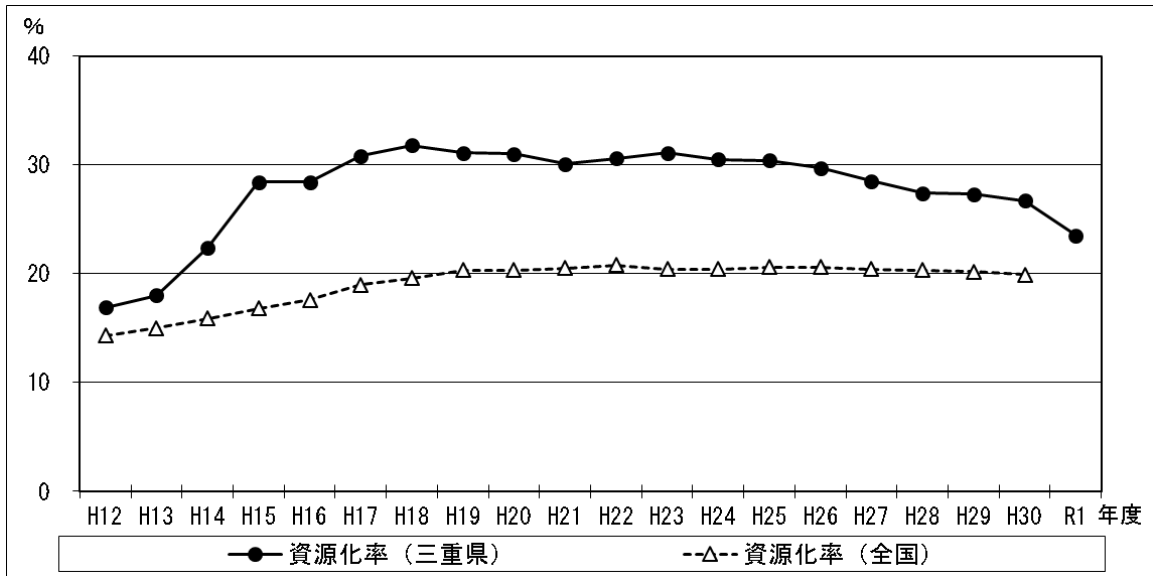
さらに、産業廃棄物の不適正処理等により生活環境保全上の支障等が生じた事案（桑名市五反田事案、四日市市大矢知・平津事案、桑名市源十郎新田事案）について行政代執行による環境修復対策を着実に実施するとともに、災害廃棄物対策の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材育成を行います。

(参考)

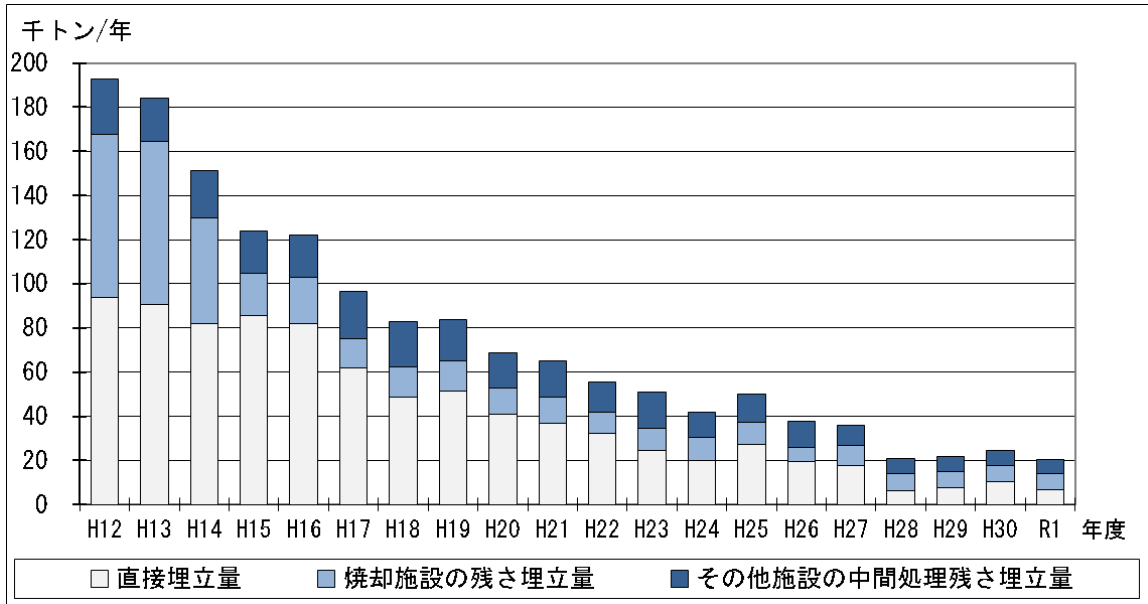
(表1) 一般廃棄物排出量の推移



(表2) 一般廃棄物資源化率の推移

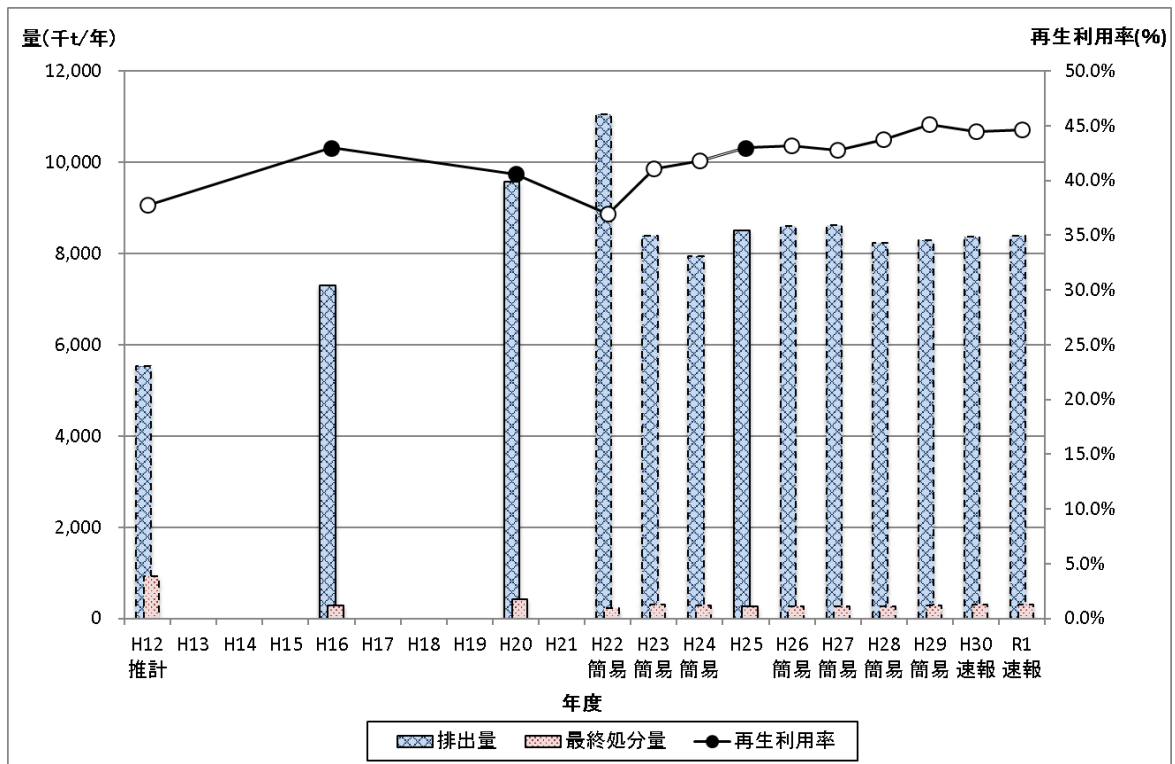


(表3) 一般廃棄物埋立量等の推移



(注) 令和元年度は速報値を示しています。

(表4) 産業廃棄物排出量等の推移



(注1) 排出量を点線で、再生利用率を○で示した年度は、推計や簡易調査の結果を示しています。

(推計：H12、簡易調査：H22、H23、H24、H26、H27、H28、H29)

(注2) 平成30年度、令和元年度は速報値を示しています。

17 RDF焼却・発電事業について

廃棄物・リサイクル課

1 経緯

- (1) RDF焼却・発電事業は、エネルギー面として未利用の廃棄物エネルギーを活用するとともに、環境面としてダイオキシン対策を達成することにより、循環型社会構築に向けたごみ処理システムとして取り組むため、市町でRDF化施設を整備し、県が焼却・発電施設を設置して、平成14年12月から運転を開始しました。
- (2) 事業構想の初期段階で無償としていた処理費用については、ダイオキシン規制への対応や電力の自由化による売電単価の低下により市町に負担を求めざるを得なくなったため、平成13年1月に県と関係市町で構成する「三重県RDF運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、処理費用の負担のあり方等について、市町と合意しながら運営を続けてきました。
- (3) 事業開始後、平成15年8月19日にRDF貯蔵槽が爆発し、消防士2名の尊い命を失うという事故が発生しました。県はこれを受けて、安全対策を強化し、安全安定運転に努めてきました。
- (4) 県は、15年間のモデル期間が終了する平成28年度をもってRDF焼却・発電事業を終了することを、平成19年12月の協議会総務運営部会（以下「部会」という。）において提案しましたが、関係市町から事業継続の要望があり、協議を重ねた結果、平成22年8月の協議会理事会において、平成29年度以降4年間、事業を継続することが確認されました。
- (5) その後、平成29年4月25日に開催された部会において、桑名広域清掃事業組合から、同組合の新ごみ処理施設の完成時期が15か月短縮され、令和元年12月末となる旨説明があり、これを受けて協議会ではRDF焼却・発電事業への影響とその対応について、検討を行った結果、平成30年7月の協議会総会において、令和元年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することが確認されました。
- (6) このことを受け、各製造団体は令和元年8月から9月にかけて、順次新たな処理先でのごみ処理を開始し、これに伴い三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電は、同年9月17日をもって終了しました。

2 現状

関係市町等の新たなごみ処理体制の移行に向けて、市町等における新ごみ処理施設整備に向けた検討会への参画や、市町間の調整、情報提供などを通じて技術支援を行ってきています。

また、平成30年に創設した県単独の補助制度により、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を進めています。

市町等	新たなごみ処理体制に向けた対応
桑名広域清掃事業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・桑名市、木曾岬町、東員町の3市町の枠組みで新ごみ処理施設を整備し、令和元年9月から新ごみ処理施設で可燃ごみを処理。RDF化施設については撤去を行う予定であり、撤去時期については検討中。
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月、同市の「廃棄物処理のあり方検討委員会」からの答申に基づき、ごみ処理の広域化実現までの一時的なごみの処理方法として、民間処理する方針。 ・ごみ中継施設を整備（平成31年2月～令和元年8月）し、令和元年8月から可燃ごみを民間処理。
香肌奥伊勢資源化広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・多気町、大台町、大紀町の3町の枠組みで、ごみ処理の方向性について検討が行われ、おおむね10年間を目途に民間処理する方針。 ・ごみ中継施設を整備（平成31年1月～令和元年9月）し、令和元年8月から可燃ごみを民間処理。
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年9月からRDFを民間処理。 ・今後は、現在検討が進められている東紀州広域化の枠組み（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）による新ごみ処理施設での処理に移行する予定。RDF化施設については撤去を行う予定であり、撤去時期については検討中。
南牟婁清掃施設組合	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年9月からRDFを民間処理。 ・本年度からごみ中継施設を整備予定であり、令和3年4月以降は可燃ごみを民間処理する予定。その後、現在検討が進められている東紀州広域化の枠組みによる新ごみ処理施設での処理に移行する予定。

3 今後の取組

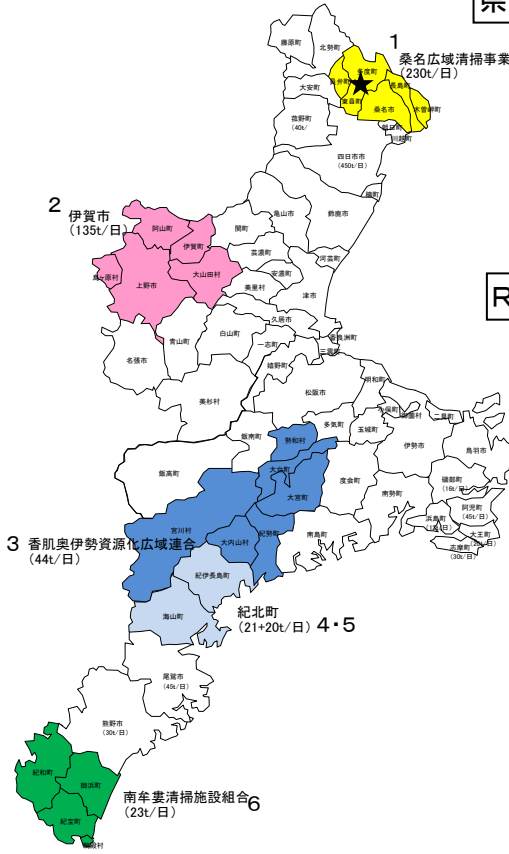
関係市町等のごみ処理が滞りなく行われるよう、引き続き市町等と一体となって、地域の状況をふまえたごみ処理体制の整備に向けた検討を行うとともに、県単独の補助制度により、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を行います。

1 県内RDF化施設の状況(令和元年度)

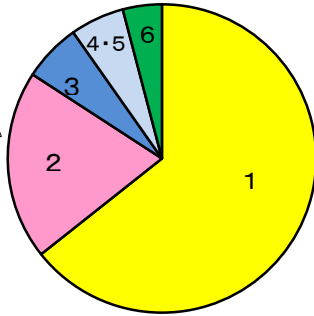
別紙

県内RDF化施設の概要

- 1) 構成市町数 12市町(5団体6施設)
- 2) 構成人口 約32万人[平成31年4月現在]
- 3) ごみ排出量 約3.6万t[令和元年度実績]
(RDF換算:約2.0万t)
- 4) 平均製造量 RDF約127t/日



RDF製造量の内訳



令和元年度実績

日平均(年間)	施設
1 76t(12,753t)	桑名広域
2 30t(3,933t)	伊賀市
3 9t(1,203t)	香肌奥伊勢
4・5 7t(1,124t)	紀北町
6 5t(810t)	南牟婁

日平均 127t
年間 (19,823t)
上記は、全てRDF換算です。

平成31年4月1日現在

市町等	規模※	稼働年月	構成市町
1 桑名広域清掃事業組合	230t/日	H14.12	桑名市(旧桑名市、旧多度町、旧長島町) いなべ市(旧員弁町) 木曽岬町 東員町
2 伊賀市	135t/日	H14.12	伊賀市(旧上野市、旧伊賀町、旧阿山町、旧島ヶ原村、旧大山田村)
3 香肌奥伊勢資源化広域連合	44t/日	H13.4	多気町(旧勢和村) 大台町(旧大台町、旧宮川村) 大紀町(旧大宮町、旧紀勢町、旧大内山村)
4 紀北町	21t/日	H14.12	紀北町(旧紀伊長島町)
5 紀北町	20t/日	H11.4	紀北町(旧海山町)
6 南牟婁清掃施設組合	23t/日	H14.9	熊野市(旧紀和町) 御浜町 紀宝町(旧紀宝町、旧鶴殿村)

※規模は、ごみ重量であり、RDFに換算すると約50%となる。

2 RDF焼却・発電施設の概要

施設名	設置場所	RDF処理能力	最大出力	年間発電電力量
★ 三重ごみ固形燃料発電所	桑名市多度町力尾	240 (t/日)	12,050 (kW)	約2,880万 (kWh)

1 8 産業廃棄物の監視・指導状況について

廃棄物監視・指導課

1 現状

令和元年度における産業廃棄物に関する監視件数は、3,455件で、これらに係る行政指導の件数が2,274件、文書発出数が175件、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分である事業停止命令が6事業者6件、業許可取消が6事業者6件、施設使用停止命令が1事業者5件、施設許可取消が1事業者2件でした。

不法投棄の確認件数については、近年増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近5年間では発生件数で約72%、発生量で約97%を占めています。また、最近5年間における10トン以上の建設系廃棄物の不法投棄事案は、年間11件から13件となっています。

県では、産業廃棄物に係る違反行為に対する監視・指導を強化しており、不法投棄等不適正処理事案については、廃棄物の撤去等の改善に向けた作業に着手させています。

表1 監視指導状況の推移（地域機関環境室分を含む。） 単位：件

区分	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
延べ監視件数		4,651	3,710	3,990	3,788	3,455
行政指導・処分	指導件数	2,735	1,931	2,021	1,718	2,274
	文書発出数	205	269	303	152	175
	改善命令	3	0	0	1	0
	措置命令	0	0	0	0	0
	事業停止命令	3	15	14	11	6
	業許可取消	1	5	3	4	6
	施設使用停止命令	0	9	12	3	5
	施設許可取消	0	2	0	0	2
告発		0	1	0	0	1

表2 新たに確認された不法投棄事案の推移 単位：件（数量トン）

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	計
確認事案数	31 (6,811)	41 (2,462)	48 (471)	41 (438)	58 (762)	219 (10,944)
うち建設系 廃棄物等	20 (6,790)	29 (2,215)	39 (424)	30 (425)	39 (749)	157 (10,603)
未撤去数(R2.3末)	6 (35)	9 (1,625)	9 (26)	19 (81)	39 (431)	82 (2,198)

※数量トンについては、確認できたもののみ集計

2 課題および取組方向

(1) 悪質な事案への対応

① 監視・指導體制

悪質な事案に対応するため、平成5年度から警察官を配置することにより監視・指導體制を強化し、令和2年4月1日現在、広域指導班および土砂指導担当も含めた地域指導班の2班22名体制（警察からの出向者4名、警察官OB7名を含む。）で監視・指導を行っています。

特に悪質な事案に対しては、警察や関係機関と連携しながら対応するなど、事態の早期是正や悪化防止を図っていきます。

また、法に違反するおそれのある事業者に対しては、行政処分を視野に入れながら厳格な指導を行っており、引き続き、違反行為を把握した場合には、速やかに改善命令や事業許可の停止・取消し等の行政処分を行うなど、厳正に対処していきます。

② 建設系廃棄物対策への取組

不法投棄事案の大半を建設系廃棄物が占めている現状をふまえ、受注者（元請業者）の排出事業者責任をより一層徹底させるよう、令和元年度に、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例を改正しました。

本年度は、建設系廃棄物の不法投棄対策の新たな取組として、解体工事現場等に対する集中パトロールや解体工事の受注者（元請業者）を対象とする研修会などを行います。

③ スカイパトロール・資機材の活用による広域的な監視の実施

通常の見守り活動では発見が困難な事案に対応するため、防災ヘリや県警ヘリによる広域的な監視（スカイパトロール、令和元年度2回）を実施するほか、「不法投棄監視カメラ」を活用し間隙のない監視活動を行っています。

また、平成29年度に配備した無人航空機ドローンによる廃棄物測量システムを用いて、不法投棄現場等において定期的に廃棄物の増減量を測定し、現場の状況を正確に把握（令和元年度測量回数34回）することにより、引き続き、事業者への的確な指導につなげていくとともに、必要に応じて不法投棄等の監視活動へ活用していきます。

さらに、不法投棄が発生しやすい山間部等に不法投棄禁止や不法投棄発見時の通報先等を記載した電柱広告を設置する取組を継続し、不法投棄の未然防止につなげていきます（平成30年度から100か所に設置）。

④ 民間警備会社への委託による監視の実施

土・日・祝日や早朝にも絶え間なく監視するため、民間警備会社への業務委託により、引き続き、把握済みの不法投棄現場等の定期監視（約400か所）や新たな不法投棄・野外焼却への監視パトロールを実施し、間隙のない監視活動を行っています。

なお、令和元年度は計4,429件の監視活動を行い、新たに5件の不法投棄等の発見につながりました。

(2) 関係機関等と連携した取組

① 民間企業・団体等、市町との連携

不法投棄等不適正処理を根絶するためには、早期発見・早期是正が不可欠であることから、県内で広範囲に活動している森林組合や民間企業・団体など21事業者と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、不法投棄等の情報提供を受けています。

そのほか、地域でパトロール等を行う自主活動団体等さまざまな主体と連携し、不法投棄等不適正処理の早期発見につなげています。

こうした連携体制を継続するとともに、市町職員が産業廃棄物に係る現場への立入が行えるよう、本年度も県内全市町と締結した協定に基づき、担当職員に対して立入検査員証を交付し、市町と連携した迅速な初動対応による廃棄物の適正処理を確保していきます。

② 県民等からの情報提供

不法投棄等不適正処理の早期発見には県民等からの情報提供が重要となることから、「廃棄物ダイヤル110番」、「廃棄物FAX110番」、「廃棄物メール110番」による通報制度を設けています。

また、テレビやFM放送を活用して情報提供を呼びかけ、寄せられた情報については迅速に対応しています。

引き続き、こうしたマスメディアを活用した広報・啓発活動に加え、ごみ不法投棄防止監視ウィーク活動の実施、民間企業・団体等や市町職員を対象とした講習会を開催するなどして「不法投棄を許さない社会づくり」を進めていきます。

③ 近隣縣市等との合同路上監視

広域にわたる事案に対応するために、近隣縣市（愛知県、岐阜県、滋賀県、和歌山県、名古屋市、中部地方環境事務所）等と連携した県境における合同路上監視を実施しています（令和元年度は5縣市等と計4回実施）。

引き続き、不法投棄件数の多い伊賀管内に隣接する自治体を含め、近隣縣市等と連携して監視活動を進めていきます。

1 9 産業廃棄物の不適正処理事案への対応について

廃棄物適正処理 P T

1 経緯等

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理により、生活環境保全上の支障等が生じた場合、廃棄物処理法の規定により、原因者に対し、必要な限度において是正措置を命じ、その措置が講じられない場合、行政代執行により支障等を除去することができます。

本県においては、産業廃棄物が不法投棄された「桑名市五反田事案」について、平成 13 年に行政代執行に着手しました。その後、過去に不適正処理が行われた事案について「安全性確認調査」を実施し、調査の結果などもふまえ、生活環境保全上の支障等が認められた次の事案について行政代執行に着手しました。

- ・ 四日市市内山事案（平成 19 年）
- ・ 四日市市大矢知・平津事案（平成 24 年）
- ・ 桑名市源十郎新田事案（平成 25 年）

これらの 4 事案については、学識経験者の意見もふまえつつ、国の財政的支援を受け、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去に取り組んでおり、このうち、四日市市内山事案については、令和 2 年 3 月 31 日をもって対策工事等が完了し、行政代執行を終了しました。

今後は、残る 3 事案について、令和 4 年度末までに終了するよう引き続き計画的に事業を進めていきます。

2 行政代執行に係る国の支援制度

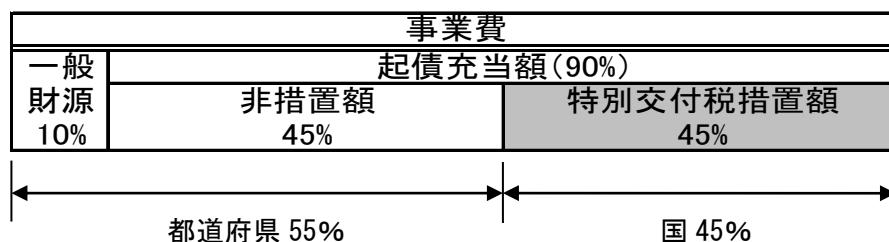
平成 10 年 6 月以前の不適正処理事案に係る行政代執行については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下「産廃特措法」という。)」に基づき実施計画を策定し、国の同意を得ることにより、財政的支援が得られます。

同法は、平成 15 年 6 月に平成 24 年度までの 10 年間の時限立法として施行され、平成 24 年 8 月の改正により 10 年間延長され、その期限は令和 4 年度末までとなっています。

産廃特措法の支援概要

平成 10 年 6 月 16 日以前に発生した不法投棄等による生活環境保全上の支障等を除去するため、都道府県等が行う対策工事について、国が支援措置を講じます。

(事業費の 9 割を起債対象とし、うち 5 割が特別交付税措置されます。)



3 令和元年度末に対策が終了した事案

(1) 四日市市内山事案

<事案の概要>

(時期) 平成元年～11年頃

(場所) 四日市市内山町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場等

(内容) 産業廃棄物処理業者が、許可品目外の木くず、紙くず等を含む廃棄物を許可面積・容量を大幅に超えて埋立てを行ったため、高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

(生活環境保全上の支障等)

高濃度の硫化水素やメタンガスの発生による、周辺への悪臭の漏洩や火災発生のおそれ、および法面崩落等による廃棄物の飛散・流出のおそれがありました。

<事案地の状況>



<対策工事の実施内容等>

高濃度の硫化水素ガス（最高 32,000ppm）の発生や廃棄物の飛散・流出等のおそれがあったことから、霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入により、硫化水素ガスの発生抑制を図ったうえで整形覆土等を実施し、その後も効果確認のためのモニタリングを2年間行ってきました。

その結果、学識経験者4名で構成する技術検討専門委員会（令和元年9月開催）において実施計画における目標達成が確認され、県として安全性が確保されたと判断できたことから、令和2年3月31日をもって行政代執行を終了するとともに、令和2年5月には廃棄物処理法に基づく区域指定を行い、土地の形質変更を制限しました。

今後は、定期的なパトロールによる状況確認や硫化水素ガス等のモニタリングにより、地域住民の安全・安心が確保されていることを確認していきます。

主な実施内容

- ・霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入装置による硫化水素の発生抑制
- ・廃棄物の掘削・除去工事
- ・整形覆土工事や調整池の設置工事 等

（ガス拡散施設）



（参考：対策工事前の状況（平成10年））



＜実施計画における目標と達成状況＞

目 標
① 硫化水素ガスが敷地境界において基準（0.02ppm）以下
② メタンガスが滞留しない状態が保たれている
③ 法面崩落等による廃棄物の飛散・流出がない



対 策 後
① 敷地境界で検出せず
② 天端部へのガス拡散施設の設置による滞留の解消
③ 整形覆土工事の完了により法面崩落等のおそれが解消

4 本年度以降も対策を継続する事案

(1) 桑名市五反田事案

<事案の概要>

(時期) 平成7年～8年頃

(場所) 桑名市大字五反田多々星地内の山林

(内容) 産業廃棄物処理業者が、燃えがら、汚泥、廃油等を不法投棄し、平成9年10月にVOCによる地下水汚染が判明し、さらに平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる地下水汚染が判明した事案です。

(生活環境保全上の支障等)

VOCおよび1,4-ジオキサンにより、農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

<事案地の状況>



<対策工事の実施内容>

1,4-ジオキサン（揮発性有機化合物）等による地下水の汚染対策のため、廃棄物の掘削除去や揚水浄化等を実施しています。令和元年度は、水処理施設の増強工事を完成させ、汚染地下水の揚水量を増加させる等、遮水壁外の汚染残留区域における揚水浄化対策の強化を行いました。

本年度も引き続き、汚染地下水の揚水浄化対策を行います。

①令和元年度までの主な事業内容

- ・1,4-ジオキサン高濃度区域（廃棄物撤去区域）の廃棄物の掘削・除去工事
- ・廃棄物残置区域における遮水壁補強工事
- ・水処理施設による汚染地下水の揚水浄化および水処理施設の増強（追加設置）工事等

②令和2年度の実施内容

- ・遮水壁外の汚染残留区域への揚水井戸の追加等の揚水浄化対策

(2) 四日市市大矢知・平津事案

<事案の概要>

(時期) 昭和 56 年～平成 6 年頃

(場所) 四日市市大矢知・平津町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場等

(内容) 産業廃棄物処理業者が、廃プラスチック、陶磁器くず等の廃棄物を、許可面積・容量を大幅に超えて埋立を行ったため、廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。

(生活環境保全上の支障等)

周辺地域に廃棄物の飛散・流出や有害物質の浸出等のおそれがあります。

<事案地の状況>



<対策工事の実施内容>

廃棄物の飛散・流出や有害物質の浸出の防止のため、整形覆土工および排水工等の対策を実施しています。令和元年度は、西水路側において汚染地下水の拡散防止のため、染み出し抑止工等を実施しました。

本年度は、引き続き西水路側の染み出し抑止工等を進めるとともに、新たに廃棄物埋立区域の法面工や覆土工に着手します。

①令和元年度までの主な事業内容

- ・事業者関連区域の調整池、進入道路の設置工事
- ・中溜池側における染み出し抑止工（遮水壁の設置）、調整池および管理用道路の設置工事
- ・西水路側における染み出し抑止工と管理用道路の設置工事 等

②令和2年度の実施内容

- ・西水路側の染み出し抑止工および調整池の設置工事
- ・法面部への厚層基材（植生材）吹付工
- ・天端部の覆土工事等

(3) 桑名市源十郎新田事案

<事案の概要>

(時期) 昭和 48 年～51 年頃 (P C B 等投棄時期：推定)

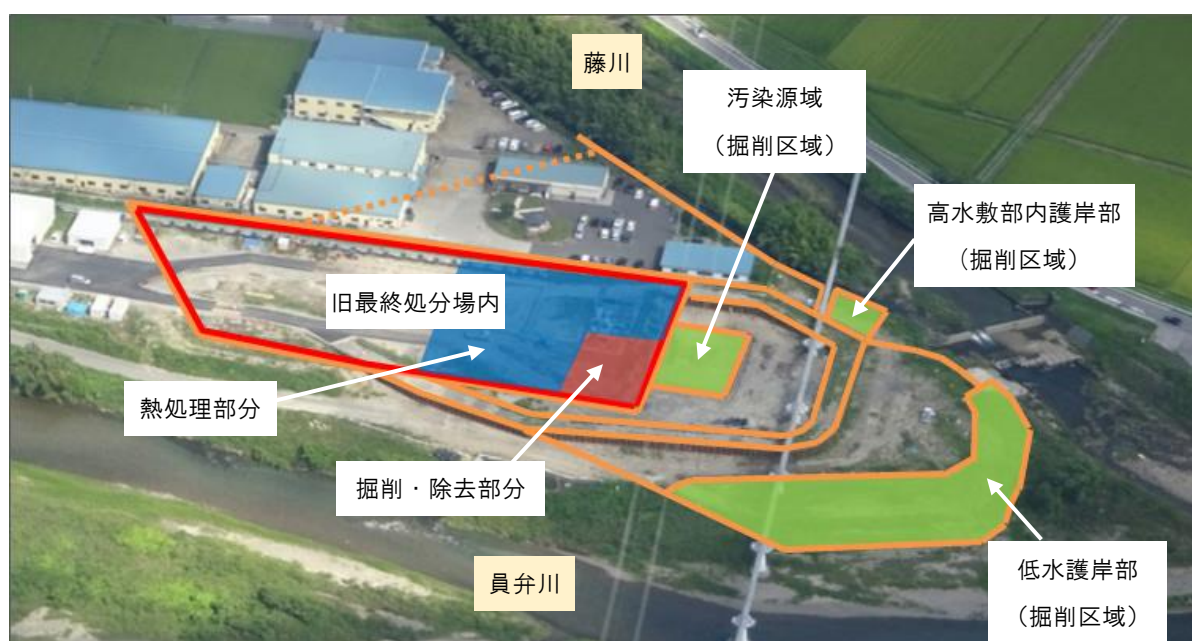
(場所) 桑名市大字五反田字源十郎新田地内の河川敷

(内容) 平成 19 年 9 月に員弁川・藤川合流点付近の旧最終処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成 22 年 10 月に当該箇所から回収した廃油に P C B 等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

(生活環境保全上の支障等)

P C B を含む油の河川への滲出等により、下流の水道水源や農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

<事案地の状況>



<対策工事の実施内容>

P C B (ポリ塩化ビフェニル) や V O C (揮発性有機化合物) 等の有害物質を含む廃油の拡散防止を図るため、汚染源となる廃棄物の掘削除去や集油管等による廃油の回収・処理を実施しています。令和元年度は、廃油の回収・処理を継続しつつ、旧処分場内の対策工事 (P C B 高濃度範囲の掘削除去、V O C 等の熱処理工) の詳細設計等を行いました。

本年度も引き続き廃油の回収・処理を継続するとともに、旧処分場内の対策工事に着手します。また、平成 28 年 10 月に申立てを行った油の回収等の措置を求める民事調停については、調停合意に係る議案を令和 2 年 6 月定例会に提案する予定です。

①令和元年度までの主な事業内容

- ・油汚染範囲の囲い込み（鋼矢板の打込み）工事
- ・集油管等による廃油の回収・処理
- ・汚染源域、低水護岸部等におけるP C B含有廃棄物の掘削除去

②令和2年度の実施内容

- ・集油管等による廃油の回収・処理等を継続
- ・掘削・除去部分におけるP C B高濃度廃棄物の掘削・除去

（油回収の状況）



5 今後の取組方向

行政代執行を継続している3事案について、令和4年（2022年）度末までの対策の完了に向けて着実に事業を推進し、安全・安心を確保していきます。

なお、対策工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果などを的確に情報共有します。

また、原因者への費用求償についても、粘り強く対応していきます。